

第 10 回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会

【 資 料 集 】

資料 1

資料 2

資料集 目次

資料 1	令和 6 年 4 月保育所等入所申込の状況について	・・・ 1
資料 2	教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について	・・・ 2

報告 1 令和 6 年 4 月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から利用調整結果発表までの流れ（令和 6 年 4 月 1 日入所分）

	第 1 次申込	第 2 次申込
10 月	10/31 申込締切り（1 次）	
11 月		
12 月		
1 月	1/22 利用調整結果発表 ※利用保留者は第 2 次申込へ	1/31 申込締切り（2 次）
2 月		
3 月		3/4 利用調整結果発表

2. 申込状況

（単位：人）

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 5 年 4 月	1 次	708	1,311	420	476	126	83	3,124
令和 6 年 4 月	1 次	709	1,419	470	514	165	57	3,334
R 6-R5		1	108	50	38	39	▲26	210

審議事項 2 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について

1. 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
⇒本市では確認部会で意見聴取

（確認部会での意見聴取事項）

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、または地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について

（参考 1：地域型保育事業所に対する「確認」の効力について）

第 10 次地方分権一括法（令和 2 年 9 月 10 日施行）による子ども・子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業の「確認」に関する取扱いが、以下のとおり変更となった。

（確認の実施主体と効力）

時期・施設	教育・保育施設	地域型保育事業
これまで	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：確認した市町村のみ ※ 市民が他市の施設を利用する際は、各市町村が確認する必要がある。
改正後	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ

よって、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員については、教育・保育施設と同様に、確認が不要となった。

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

（参考2：認可（認定）主体と確認主体）

施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	主体	根拠法	主体
教育・保育施設	認定 こども園 ※1	幼保連携型	認定こども園法	認可（西宮市）	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型	認定こども園法	認定（西宮市）		
		保育所型	学校教育法			
		地方裁量型	児童福祉法			
	幼稚園 ※2	学校教育法	兵庫県			
保育所						
地域型保育事業	小規模保育事業	児童福祉法	西宮市			
	家庭的保育事業					
	事業所内保育事業					
	居宅訪問型保育事業					

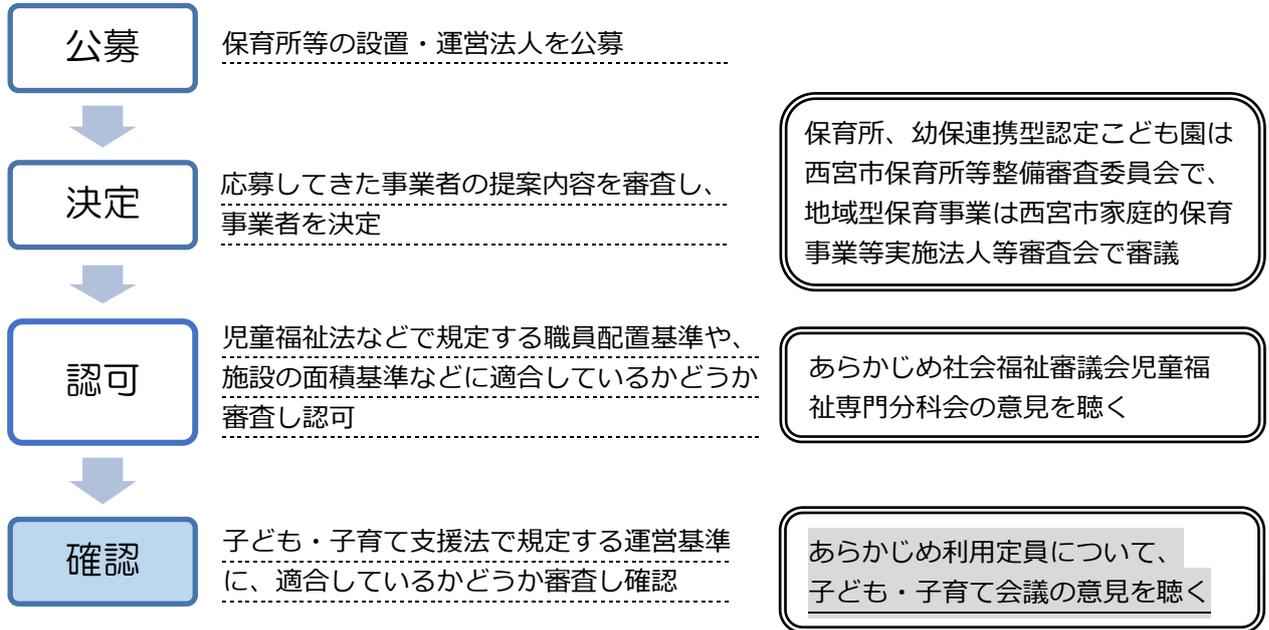
（※1）

- 幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設
- 幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設
- 地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

（※2）

幼稚園のうち、新制度に移行した施設のみ市が確認を行う

(参考3：保育所等を新設する場合の流れ)



3. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

①利用定員は、1～3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

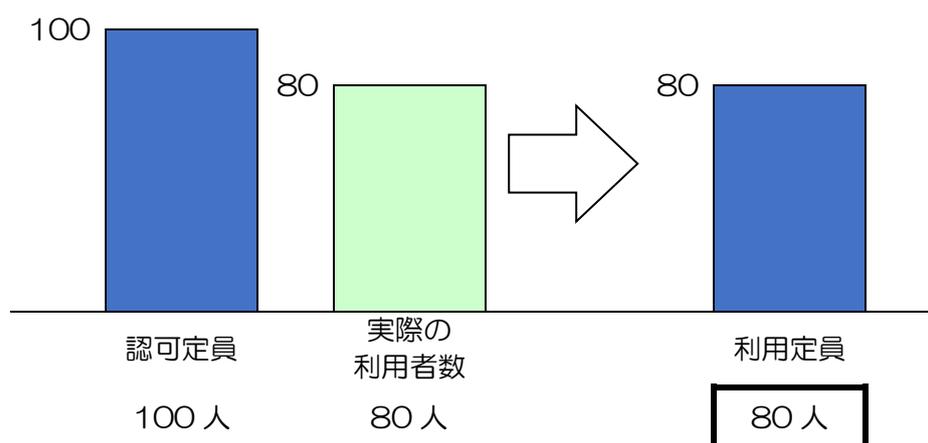
②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

$$\text{利用者数} < \text{認可定員}$$

※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

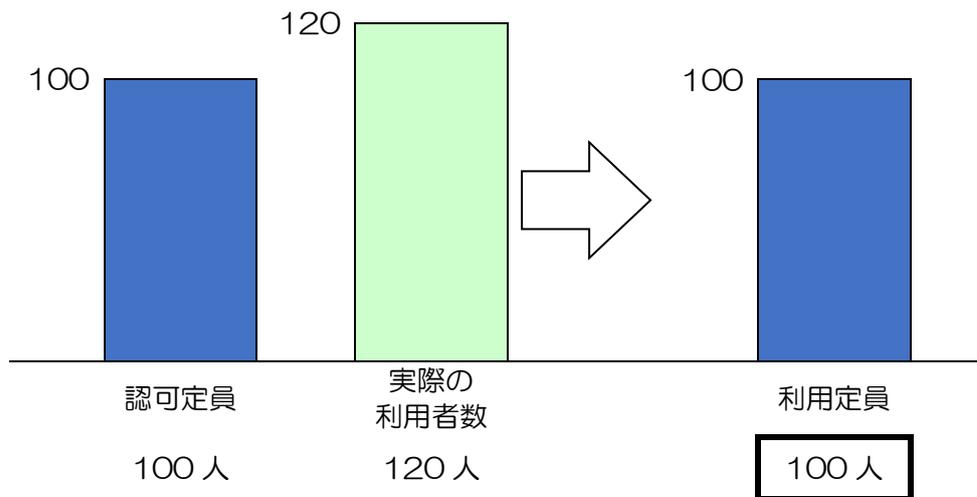


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



4. 新たに利用定員を設定する施設

(1) 認定こども園

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数R5.4.1)	利用定員				備考	
			3号		2号	1号		合計
			0歳	1、2歳				
1	幼保連携型認定こども園 聖和乳幼児保育センター	135人 (146人)	12人	48人	72人	3人	135人	・保育所からの移行（移行前120人定員）
2	幼保連携型認定こども園 ひかり保育園	105人 (91人)	9人	30人	51人	15人	105人	・保育所からの移行（移行前90人定員）
計	-	-	21人	78人	123人	18人	240人	

(2) 保育所

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数R5.4.1)	利用定員				備考	
			3号		2号	1号		合計
			0歳	1、2歳				
1	武庫川敬愛保育園	90人 (-)	6人	24人	60人	-	90人	・所在地：里中町1丁目（鳴尾北小学校区） ・運営主体：社会福祉法人 徳和会 ・認可基準上、最大受入人数100人
2	甲子園口コペル保育園	72人 (-)	3人	21人	48人	-	72人	・所在地：甲子園口3丁目（上甲子園小学校区） ・運営主体：社会福祉法人 京慈会 ・認可基準上、最大受入人数78人
計	-	-	9人	45人	108人	-	162人	

(3) 小規模保育事業 (A型)

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数R5.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	甲東ぽっぽ保育園	19人 (-)	-	19人	-	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：上大市1丁目(甲東小学校区) 運営主体：学校法人 甲東幼稚園
計	-	-	-	19人	-	-	19人	

(4) 幼稚園

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数R5.5.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	一里山幼稚園	120人 (106人)	-	-	-	120人	120人	<ul style="list-style-type: none"> 従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
計	-	-	-	-	-	120人	120人	

(1) ~ (4) 計 (新たに利用定員を設定する施設の利用定員の合計)

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	30人	142人	231人	138人	541人	

(5) 利用定員を変更する施設等

No.	【種別】名称	認可・認定定員 (入園児童数R5.4.1、 幼稚園の場合はR5.5.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考	
			3号		2号	1号	合計		
			0歳	1、2歳					
1	【保育所】 芦原保育所（公立）	90人	0人	0人	60人	-	60人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため	
		(51人)	0人	0人	40人	-	40人		
2	【保育所】 今津文協保育所（公立）	90人	0人	15人	57人	-	72人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため R5 2歳：15人 R6 2歳：0人	
		(63人)	0人	0人	57人	-	57人		
3	【保育所】 つぼみの子保育園	50人	5人	33人	12人	-	50人	・利用定員の変更なし	
		(38人)	5人	23人	12人	-	40人		
	内 訳	つぼみの子保育園	20人	2人	6人	12人	-		20人
			(21人)	2人	6人	12人	-		20人
めばえの子保育園（分園）	30人	3人	27人	-	-	30人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更		
	(17人)	3人	17人	-	-	20人			
4	【保育所】 りんりん保育園 屋敷町	80人 (59人)	8人	22人	50人	-	80人	【令和5年9月1日～】	
			9人	27人	34人	-	70人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	
			9人	27人	34人	-	70人	【令和6年4月1日～】	
			8人	22人	50人	-	80人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	
5	【保育所】 夙川あすなろ保育園	100人 (98人)	12人	28人	60人	-	100人	・あすなろバンビ園（小規模保育事業A型） の卒園児受入のため	
			12人	25人	63人	-	100人		
6	【幼稚園】 みそら幼稚園	80人 (54人)	-	-	-	80人	80人	【令和5年7月1日～】	
			-	-	-	60人	60人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	
7	【幼稚園】 西宮公同幼稚園	120人 (15人)	-	-	-	25人	25人	【令和5年6月1日～】	
			-	-	-	15人	15人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	
8	【幼稚園】 仁川幼稚園	135人 (75人)	-	-	-	100人	100人	【令和5年6月1日～】	
			-	-	-	90人	90人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	

No.	【種別】名称		認可・認定定員 (入園児童数P5.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）				備考		
				3号		2号	1号		合計	
				0歳	1、2歳					
9	【認定こども園】 幼保連携型認定こども園 幸和園		200人 (158人)	15人 3人	80人 42人	120人 105人	15人 15人	230人 165人		
	内 訳	幸和園		200人 (130人)	15人 3人	50人 42人	120人 105人	15人 15人	200人 165人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更
		南幸和園（分園）		0人 (28人)	- -	30人 -	- -	- -	30人 -	
10	【認定こども園】 幼保連携型認定こども園 東山ぼぼこども園		144人 (130人)	12人 6人	46人 46人	77人 77人	3人 9人	138人 138人		
	内 訳	東山ぼぼこども園		46人 (39人)	12人 6人	34人 34人	- -	- -	46人 40人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更
		東山ぼぼこども園分園		98人 (91人)	0人 0人	12人 12人	77人 77人	3人 9人	92人 98人	
11	【認定こども園】 幼保連携型認定こども園 船坂保育園		51人 (35人)	3人 3人	12人 12人	30人 24人	6人 6人	51人 45人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	
12	【認定こども園】 幼稚園型認定こども園 安井幼稚園		220人 (222人)	- -	- -	30人 30人	210人 190人	240人 220人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更	

No.	【種別】名称	認可・認定 員 (入園児童数R54.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）				備考	
			3号		2号	1号		合計
			0歳	1、2歳				
13	【小規模保育事業】(A型) 保育園 パステルのおうち	0人 (15人)	3人	12人	-	-	15人	【令和5年6月1日～】 ・「保育園 パステルのおうちこりす」の閉園に伴う3号認定児童受入のため ・閉園のため(令和6年3月末)
			3人	16人	-	-	19人	
			3人	16人	-	-	19人	
			-	-	-	-	-	
14	【小規模保育事業】(A型) 保育園パステルのおうちこりす	0人 (0人)	3人	12人	-	-	15人	・閉園のため(令和5年6月1日)
			-	-	-	-	-	
15	【小規模保育事業】(A型) むしっこ保育園 ちょうちょ	19人 (10人)	3人	9人	-	-	12人	【令和5年10月1日～】 ・施設移転に伴う受入枠拡大のため
			6人	13人	-	-	19人	
16	【小規模保育事業】(A型) むしっこ保育園 てんとうむし	17人 (9人)	3人	9人	-	-	12人	【令和5年10月1日～】 ・「むしっこ保育園 ちょうちょ」の施設移転に伴う3号認定児童受入のため ・閉園に伴う受入枠変更のため 【令和6年4月1日～】 ・閉園に伴う受入枠変更のため ・閉園予定(令和7年3月末)
			0人	17人	-	-	17人	
			0人	17人	-	-	17人	
			0人	12人	-	-	12人	
17	【小規模保育事業】(A型) むしっこ保育園 みつばち	19人 (11人)	3人	9人	-	-	12人	【令和5年10月1日～】 ・「むしっこ保育園 ちょうちょ」の施設移転に伴う3号認定児童受入のため ・閉園に伴う受入枠変更のため 【令和6年4月1日～】 ・閉園に伴う受入枠変更のため ・閉園予定(令和7年3月末)
			0人	19人	-	-	19人	
			0人	19人	-	-	19人	
			0人	12人	-	-	12人	
18	【小規模保育事業】(A型) チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	18人 (11人)	3人	15人	-	-	18人	・実利用人数に合わせた利用定員の変更
			3人	9人	-	-	12人	

No.	【種別】名称	認可・認定定員 (入園定数R54.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）				備考	
			3号		2号	1号		合計
			0歳	1、2歳				
19	【小規模保育事業】（A型） たけのこ保育所	0人 (6人)	2人 -	6人 -	- -	- -	8人 -	・閉園のため（令和6年3月末）
20	【小規模保育事業】（A型） 小規模保育園 Happy Land	12人 (12人)	2人 2人	10人 10人	- -	- -	12人 12人	・B型からA型へ類型変更* (利用定員の変更なし)
21	【家庭的保育事業】 保育ルームおひさま	0人 (4人)	1人 -	4人 -	- -	- -	5人 -	・閉園のため（令和6年3月末）
22	【家庭的保育事業】 保育ルームほほえみ	0人 (3人)	1人 -	4人 -	- -	- -	5人 -	・閉園のため（令和6年3月末）
23	【事業所内保育事業】 なごみ保育園	0人 (10人)	0人 -	10人 -	- -	- -	10人 -	・閉園のため（令和6年3月末）
計	-	-	▲31人	▲110人	▲38人	▲54人	▲233人	

(1) ~ (5) 総合計（新たに利用定員を設定する施設+利用定員を変更する施設等の利用定員の合計）

			利用定員				備考	
			3号		2号	1号		合計
			0歳	1、2歳				
計	-	-	▲1人	32人	193人	84人	308人	

※（参考）小規模保育事業の類型について

事業類型	職員数	職員資格	保育室
A型	保育所の配置基準+1名	保育士	0・1歳児：1人あたり3.3㎡
B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士	2歳児：1人あたり1.98㎡
C型	0~2歳児 3：1（補助者を置く場合、5：2）	家庭的保育者	0~2歳児：1人あたり3.3㎡

5. 施設・利用定員の予定数（令和6年4月1日時点）

施設種別	施設数	利用定員				
		3号		2号	1号	合計
		0歳	1、2歳			
公立保育所	23	96人	643人	1,498人	0人	2,237人
私立保育所	34	209人	707人	1,309人	0人	2,225人
幼保連携型認定こども園	38	283人	1,069人	1,931人	392人	3,675人
幼稚園型認定こども園	7	0人	70人	256人	1,123人	1,449人
地域型保育事業	55	142人	635人	56人	0人	833人
公立幼稚園	13	0人	0人	0人	1,330人	1,330人
私立幼稚園（新制度幼稚園のみ）	13	0人	0人	0人	1,270人	1,270人
合計	183	730人	3,124人	5,050人	4,115人	13,019人

6. 小学校区別利用保留児童数及び令和6年4月開設園の位置図

- ・各小学校区の数値は令和5年4月の利用保留児童数（網掛け=30人以上の校区）
- ・定員は2、3号認定の定員

